

織

田

信

長

歴史から
ひも解く
相続
今昔物語

6

世に言う「清須会議」が
後の天下人を運命づけけた!?



池田恒興



柴田勝家



丹羽長秀



羽柴秀吉



目次

織田信長の死去と「清洲会議」の開催	3
会議後の動乱	4
小牧・長久手の戦い	4
信長の孫・三法師の生涯	5
織田家の権力分散と秀吉の勢力強化	6
「家督相続」制度とは	7
憲法改正に伴う遺産相続のあり方の変化	7
清洲会議に学ぶ遺産分割の極意	8
円滑な相続のために生前の対策を	9

織田信長の死去と「清洲会議」の開催

天正10年（1582年）6月27日、同月2日の本能寺の変により、織田信長とその長男織田信忠が相次いで死亡したことを受けて、織田家の後継者を決めるために重臣らが清須城に集まった。世に「清洲会議」と言われる。

織田信長の男子は10名以上いたがまだ年少の者も多く、勢力があったのは二男北畠信意（後に織田に復姓し、織田信雄）、三男神戸信孝（同様に織田に復姓し、織田信孝）と四男羽柴秀勝の3名であった。三人のうちでは、二男信雄は凡庸であったと言われる一方、三男信孝は天王山の戦いで名目とはいえ総大将であり、若年ながら勇猛との評価があった。また、自分が亡兄信忠の代わりに家督を継ぐとの思いも強かったようだ。

清洲会議では、参加した柴田勝家、丹羽長秀、羽柴秀吉と池田恒興の4名の重臣らの中でも、山崎の戦いで明智光秀を滅ぼした羽柴秀吉の発言権が強く、最終的に次のような結論となった。

- ① 亡長男信忠の長男である三法師が後継者となり、近江国坂田郡に三万石を相続する。
- ② 信雄と信孝が三法師の共同後見人となり、傳役には堀秀政、執権として柴田勝家、丹羽長秀、羽柴秀吉と池田恒興が補佐する。
- ③ 信雄は尾張と伊勢、信孝は美濃、秀勝は亡明智光秀の旧領である丹波を相続する。
- ④ 秀吉に河内・山城から新たに所領を与えられるなど、家臣団もそれぞれ知行が増加される。

会議後の動乱

清洲会議の決議を受けて三法師は安土城に移るはずであったが、秀吉が堀秀政と

丹羽長秀、池田恒興を懐柔して実権を握ったことに反発した信孝は三法師を自身の

居城である岐阜城に留め置き、また秀吉と反目する柴田勝家と連携するようになる。

信孝が三法師を岐阜城から離さないことは清洲会議の決議事項に反し謀反にあたるとの

理由から、秀吉は清洲会議の決議を反故にし、三法師に代えて信雄に織田家の家督を

継がせた。翌天正11年(1583年)4月、賤ヶ岳の戦いとそれに続く一連の戦闘により

勝家は敗死、信孝も信雄の命により自害した。享年26歳。

小牧・長久手の戦い

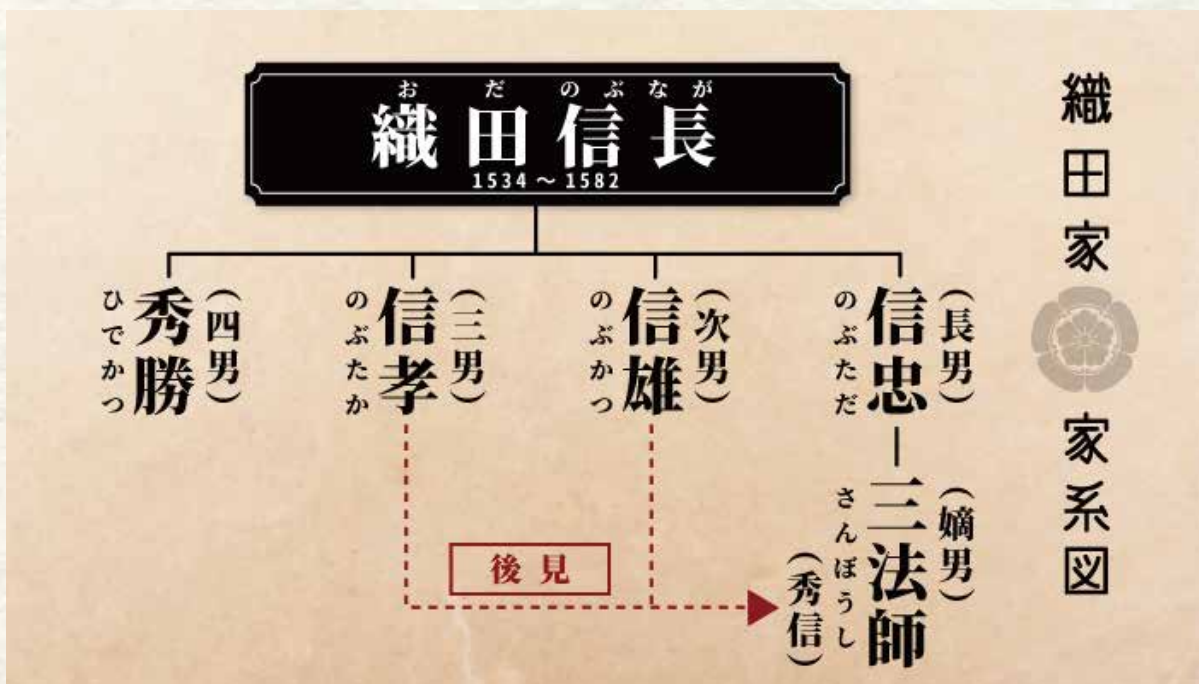
信雄は三法師を奉じて安土城に入るが、秀吉はこれを嫌って安土城からの退去を指示。

これにより信長の後継者を自認する信雄と秀吉との関係は悪化し、信雄は徳川家康と

同盟を結んだ。翌天正12年(1584年)、信雄は家康とともに秀吉に宣戦布告、小牧・

長久手の戦いが勃発した。しかし、秀吉軍との戦いに苦戦した信雄は秀吉と単独講和し、

その後は秀吉に臣従することになる。



天正18年(1590年)の小田原攻めの結果、家康は関東に転封となったが、信雄も尾張から、家康の旧領である三河・遠江に転封を命じられた。家康が文句を言わずに転封に応じたのに対して、信雄は父祖の地である尾張を離れることを拒絶した。このことが秀吉の逆鱗に触れ、信雄は改易される。その後、余曲折を経て、最終的に大坂冬の陣を徳川方で参戦、元和元年(1615年)には家康から大和・上野に5万石を得た。信長の子孫のうち、江戸時代に大名として残ったのは信雄の子孫のみである。秀吉の養子である四男秀勝は秀吉と共に賤ヶ岳の戦い、小牧・長久手の戦いを戦ったが、その後体調を崩して天正13年(1585年)に病没した。享年18歳。

信長の孫・三法師の生涯

三法師は天正16年(1588年)9歳で元服して織田秀信と名乗る(後に羽柴姓を受ける)。その後天正20年(1592年)には秀吉から美濃国岐阜に13万石を与えられた。しかし、関ヶ原の戦いでは恩賞への期待から石田三成に見方したものの、その前哨戦としての東軍による岐阜攻めを受けて投降した。助命はいかなるものかとの声もある中、福島正則らの嘆願により一命を助けられて高野山に送られるが、祖父信長の高野山攻めが仇となって拒絶にあい、最終的には慶長10年(1605年)に自害したとされる。享年26歳。



織田家の権力分散と秀吉の勢力強化

清洲会議では、秀吉は信長の後継者として自身の養子になっていた秀勝を押すのではないかとの見方があったが、結局3歳の三法師を後継者とすることで織田家中の意見をまとめることに成功した。その上で、所領を子らに分散させ、信長の後継者としての地位を狙っていた信雄と信孝の勢力が強くなることを防止、一方で自身が中心となって信長の葬儀を執り行うことで、信長の亡きあと、自身が最高権力者になることを宣言した。秀吉はそれに反発する信孝らを個別に撃破して所領を奪っていった。

当時、権力の源泉は軍事力であり、軍事力を支えるのは所領の経済力であった。だからこそ、戦国武将の相続は後継者が所領全てを相続するのが当然であった。しかし織田家では、信雄と信孝がどちらも家臣団から当主として認められなかったため、やむなく兄弟仲の悪い信雄と信孝に所領が分割されることになった。これにより秀吉ら家臣との経済格差が縮まり、結果として織田家の勢力が弱まることになった。これは必然の流れであったろう。まさに秀吉の天下取りの思惑通りに事が運んだということだ。

清洲会議で信長の遺産が分割承継された時点ですでに、信長の天下は秀吉に引き継がれていたのだ。



「家督相続」制度とは

戦前の法制では、相続は①家督相続と、②遺産相続の2種類がありました。家督相続とは、「家」の代表である「戸主」の地位と、それに付随する資産を承継する制度であり、遺産相続は戸主以外の各個人が有する財産を均分相続する制度でした。大正9年（1920年）の国勢調査によれば、日本国民の53.8%は農林・漁業などの第1次産業に従事していました。このため、生活の基盤である農地を分散させないために、農地は「家」に属する財産として、長男を中心とした「家督相続人」が一括して取得する相続制度を設けていたのです。そう考えると、巷間言われるような封建的な制度としての側面があることは否定できませんが、その一方で社会実態に即したやむを得ない面もあったのです。家督相続に付随して、戸主による恣意的な資産処分を避ける意味で、遺留分という制度も設けられました。

憲法改正に伴う遺産相続のあり方の変化

戦後の憲法改正につらなる一連の民主化法制により「家」制度が廃止され、相続は家督相続・遺産相続の二本立てから、遺産相続のみに変更されました。また遺留分制度も、従来の「家」の財産の保全から遺族の生活安定確保へとその趣旨を変えて遺産相続の中に取り込まれました。この改正により相続が民主的になった半面で、事業承継という面からは様々な問題を生むことになりました。農地の細分化防止という観点では租税特別措置法で農業相続の場合の税制優遇制度が設けられていますが、職業としての農業の魅力が低下してきたこともあり、事業承継上の大問題にはなっていないようです。

しかし、同じ農業と言っても都市近郊の市街化農地では不動産価格の上昇もあって、相続による遺産分割を経てもなお、

親世代と全く同じ形で農業を続けていくことは難しくなっています。

企業オーナーの場合には、自社株をどう承継していくか、困難に直面するケースが少なくありません。

自社株は、換金性が乏しい一方で高額に評価されるケースも珍しくなく、また相続人が複数いる場合には、後継者とその他の相続人との間で不平等な分割にならざるを得ないためです。

清洲会議に学ぶ遺産分割の極意

清洲会議での織田家の遺産分割は、ある意味で現在の法制度と同様に遺産を均等に分割したと言えるのかもしれませんが。

その結果、後継者の勢力が殺がれて、権力が豊臣秀吉に奪われる結果になりました。現在の企業でも同様に、企業オーナーの相続により自社株が長男と二男、三男とに三分の一ずつ分割されてしまうと、安定的な企業経営という観点から問題が生ずるリスクが生じます。企業オーナーの相続の場合、相続人の衡平という観点ばかりではなく、企業経営の安定のためには自社株を後継者に一括して相続してもらう必要があるという視点がどうしても必要になります。

このような観点から、事業承継を円滑にすることで中小企業の雇用を安定させる目的で、平成20年(2008年)に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(中小企業経営承継円滑化法)」が定められ、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可を条件に、一定条件で遺留分に縛られない相続が実現できるようになりました。

しかし、この法律では自社株に対する相続税の納税猶予にかかる条件が厳しいことなどから、これまであまり利用されてきませんでした。そこで2018年から10年間限定ですが、適用条件を緩和する措置が開始されています。

円滑な相続のために生前の対策を

事業承継には、後継者を定めて教育する「人的承継」と、自社株を後継者に一括して相続させる「物的承継」の2つがあります。一方で、相続であるからには相続人間の衡平の確保という観点も忘れることはできません。企業オーナーの方は、元気で判断能力もはっきりしたうちに、ぜひとも後継者と、また後継者以外の推定相続人とも、事業承継と相続に関する話し合いの機会を持つていただきたいと思います。

相続の相談はこちら

名称 ……プレミアサロンくらわ

電話番号 ……048-886-8011

所在地 ……さいたま市浦和区高砂1丁目16番12号 アトレ浦和 West Area 4階

取扱業務 ……相続・遺言・信託・事業承継・資産活用などの各種ご相談

営業時間 ……年中無休※平日11時～21時、土日・祝日11時～19時

※年末年始、アトレ浦和の休業日は除きます

完全予約制(下記予約ページからご予約いただけます)

<https://premier.resv.jp/reserve/calendar.php>

※プレミアサロン(リンク)では相続に役立つ情報を配信しています

<https://www.saitamaresona.co.jp/premier-salon/index.html>

※当電子書籍は掲載日時点の税制・関係法令などに基づき記載して製作したものです。今後税務の取り扱いなどが変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

